

《パブリックコメント手続 意見書》

平成26年9月26日提出

件名 (名称) 開発事業等緑化負担税 (案)

提出者 所在地 箕面市坊島4-5-20 箕面市立みのお市民活動センター内
名称 NPO法人 花とみどりの街づくり・箕面 (代表理事 五藤正紀)

「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分 (あてはまる番号に○をつけてください。)

- (1) 本市にお住まいのかた
- (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者
- (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた
- (4) 本市にある学校に在学しているかた
- (5) 本市に対して納税義務を有しているかた
- (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
- (7) 箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた

意見・提言など

今回の開発事業等緑化負担税(案)は、みどりなどに対する新たな展開とその財源確保への積極的な対応として基本的に賛成し、市の「説明資料」を補強するための意見・提案を述べます。

1. ニックネームの設定

今回の税の正式名称はやや固い印象なので市民などの理解と支持を得やすくするため、「開発みどり税」など適切なニックネームを設けることを提案します。

2. 税導入の今日的な理由の明確化

税の導入理由について、「説明資料」ではかつての「開発者負担金(公共施設等整備寄付金)」にかわり新たな市税(法定外目的税)を導入することが主に述べられていますが、これだけでは単なる財源確保の課税とみられ、説得力が十分でないと思われまます。今日的な意義・導入理由を打つ出すことが望まれます。

例えば、新たに次のこと加えることが考えられます。

(1) 地球温暖化防止 及び 防災強化への財源

ゲリラ豪雨の多発など地球温暖化とそれに起因するとみられる災害への対応が急務となっています。山地を抱え近接する箕面市として、この観点から、より一層、山林や市街地の樹林を管理・保全し関連対策を含め“みどりの防災”にも寄与する財源とします。

(2) みどりへの民間活力を引き出す財源

市民や商店などの一般事業者といった民間のみどりへの取組を応援し、公園や道路の緑化などの自主管理活動などを重点的に促進する財源とします。これは民間のやる気を引き出すことで、従来の経費の節約にもつながり、財政の効率化にも役立つと期待されます。

(3) みどりを通じたコミュニティを豊かにする財源

市民の自治会加入率が50%と府内でも低い箕面市（下から3番目）として、山のみどりや街の花とみどりを守り創造する取組を促進し、市民・住民の“みどりのコミュニティ”を豊かにしていく財源とします。

(4) みどりなど都市の魅力と活力をアップさせる財源

新たな財源を生かして、みどりなどの都市環境の魅力がアップすれば、若い世代をはじめとする人々の箕面市への移住を促進し、都市活力が高まると期待されます。

3. 課税客体とその根拠の明確化

3-1 営利事業対象との明記

課税客体（課税対象）としては「事業として行う建設行為」とされています。その際、事情に応じて「市の政策判断として減免する」ことが「説明資料」に付記されていますが、NPO法人などが“公益的事業”として建設行為を行うこともあり得ますので、税の趣旨をより明確にするため事業一般に課税するのはなく、「“営利事業（収益事業）”として行う建設行為」などと明記するのが妥当でしょう。

3-2 建設行為を対象とする根拠の明確化

観光事業者なども良好な自然環境の恩恵を受けていますので、その中でも開発や建築といった建設行為を行う開発事業者だけを課税対象とすることの明確な説明が望まれます。

例えば、建設行為は自然環境（農地などの半自然環境を含む）などを直接的・間接的に（建築もかつて開発された既存宅地で行われる）減少させたことから、その代償（ミティゲーション）などとして課税し自然の修復・再生への協力を求めることを税の目的に含めることが考えられます。

4. 税収の新たな使いみちの提案

「説明資料」では税の使いみちについて「・・・都市環境を維持・保全及び向上に要するもの」と包括的に示されており、さらに【参考】として多くの既存事業例が付記されています。

これ自体はいいと思われませんが、使いみちについて先に述べた税の今日的意義をも考慮して、新たなニーズに対応した新機軸を含めて示すのがいいのではないかと考え、従来の樹木・樹林を中心とした使いみちに加え、次のような新たな使いみちを提案します。

(1) “農と触れ合えるまちづくり”の展開

市街化区域内の生産緑地を含む「農地保全」は景観・環境面で従来からの課題として大切ですが、これに加え、今、求められているのは市民に汗を流す中で生きがい・喜び・健康などをもたらす“農との触れ合い”でしょう。

アメニティあふれる「農空間」と触れ合えるように配慮した農地・ため池・水路の保全・整備、地元産農産物を生かした「地産・地消」の奨励、「市民農園」の供給と景観的に“美しい農園”への転換（現在の市民農園の多くは、景観的に見苦しいとの指摘があります）、さらには「観光農園」や“農”関連イベントの振興などが挙げられるでしょう。こ

れらは「説明資料」にも触れられていますが、もっと正面から公益的なものとして打ち出してもいいと思われま

(2) 生きもの多様性の向上

山の樹林と市街地内の樹林・田園などの“里山・里地の環境”を持つ箕面市は生きもの(生物)多様性を大きく向上できる可能性を持ちます。例えば、大都市圏内では、ホテルが山間の溪流だけでなく、市街地の河川などに生息している数少ない都市です。

したがって、開発による生きもの多様性の低下を復元し、さらに向上に力を入れていくのがいいと思われま

(3) 景観や歴史文化の保全・活用

先に建設行為による開発影響の代償に触れましたが、開発影響は伝統的な優れた風景・景観の後退や有形・無形の文化財の喪失にも及んでいます。

したがって、それらの保全・再生なども、新財源の対象にするのがいいと思われま

(4) 民間活動活性化のための“みどりの中間支援組織”の強化

「説明資料」には山麓保全など山のみどりの中間支援組織(コーディネート組織)について触れられていますが、まちなかのみどりに関する中間支援組織についても市の「みどりの基本計画(改訂版)」にも掲げられており、力を入れていくことが望ましいと考えま

5. みどりの財源間の役割分担の検討

「説明資料」では、今回の税については全額を新たな「基金」に積み立てるとされています。とすると、現行の「みどり支援基金(7億9千万円)」と「一般財源」とを加え、3つの財源になり、各々の役割分担の明確化が望まれます。

今回の新税の検討プロセスで、「みどり支援基金」は将来的には大きな公園の整備費など“臨時的な財源”に転換し、新「基金」は経常的な経費に充てることが示唆されていますので、残る「一般財源」の役割が課題となります。

例えば、「一般財源」は法令や都市計画などに基づく行政としての基礎的・義務的なみどりの維持費用などの財源とし、それを超える部分や市民など民間活動の活発化などに関するみどりについて新「基金」を主にあてることなどが考えられます。つまり、“新しい酒や革袋”を古いものとごっちゃにせず、キチンと区別していくことが大切でしょう。それにより、今回の新税の意義が鮮明になるでしょう。もちろん、その際、「一般財源」と新「基金」との役割が一部で重複するかもしれませんが、そこは柔軟に対応すればいいと思われま

6. 一般的なみどり税の検討

最後に、都市環境の恩恵は広く及ぶので、多くの県で既に実施されている市民(府民)や一般事業者に対する適度な額での「みどり税」への協力を求めることを、大阪府に働きかけ、あるいは箕面市として検討していくことを提案しま

(以上)

